豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用取扱要綱

平成21年12月2日豊岡市告示第267号改正 平成22年2月3日豊岡市告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめ豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市が使用する場合は、この限りでない。

(使用承認)

- 第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その使用目的及び 使用方法が適当であり、広く市の施策が啓発できると認められる場合に マスコットの使用を承認するものとする。
- 2 前項の承認は、豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用(変更)承認書(様式第2号)により行うものとする。

(商用での使用)

- 第4条 マスコットを商用で使用する者(以下「商用使用者」という。) は、その自発的意思に基づきマスコットの使用により得た利益の一部を 豊岡市コウノトリ基金へ寄附するものとする。
- 2 前項の規定に疑義がある場合は、市長と商用使用者の双方の協議により決定するものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 承認書の内容により適正に使用すること。
  - (2) 市長の指示する条件に従うこと。
  - (3) 承認を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (4) マスコットの色、形等を正しく使用すること。
  - (5) マスコットを使用する物品等には、「豊岡市マスコット 玄武岩の玄 さん」の表記を付すること。ただし、スペース等の関係でこの表記が 難しい場合には、市長と協議して定める。
  - (6) マスコットを使用する物品等が完成した際は、速やかにその物品等を提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用承認の変更申請)

- 第6条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用(変更) 承認書(様式第2号) により行うものとする。

(承認の取消し)

- 第7条 市長は、マスコットの使用がこの要綱の規定に違反している場合 又は承認した内容と実際の使用内容が異なる場合には、当該マスコット の使用承認を取り消すことができる。
- 2 前項の承認の取消しは、豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用承認取消書(様式第4号)により行う。
- 3 前2項の規定によりマスコットの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市はその責を負わない。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
  - この要綱は、告示の日から施行する。 附 則(平成22年2月3日豊岡市告示第21号)
  - この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

### 豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用承認申請書

年 月 日

豊岡市長様

(申請者)住 所氏 名

(名称及び代表者名)

下記により、マスコットを使用したいので申請します。

記

- 1 使用するマスコット
  - ・玄武岩の「玄さん」
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

- 4 使用数量
- 5 有償・無償の別

有償(売価 円(税込)) ・ 無償

- 6 連絡先(担当者、電話番号)
- 7 添付書類

企画書(レイアウト、スケッチ、原稿等)

豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用取扱要綱の規定に違反している場合又は同要綱第3条の規定により承認を受けた内容と実際の使用内容が異なると認められる場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

また、同要綱第4条の規定により、利益を生じた場合は速やかにその一部をコウノトリ基金に 寄附することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

## 豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用(変更)承認書

年 月 日

様

豊岡市長

印

年 月 日付で申請のあった豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用(変更)承認申請について、下記の条件を付して承認します。

記

#### 承認番号 豊岡市承認 第 号

- 1 承認内容は、豊岡市マスコット「玄さん」使用(変更)承認申請書のとおりとする。
- 2 マスコットの使用に際しては、豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用取扱要綱を 遵守すること。
- 3 マスコットを商用の使用により利益が生じた場合は、利益の一部をコウノトリ基金へ 寄附すること。

## 豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用変更承認申請書

年 月 日

様 豊岡市長

(申請者)

住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

年 月 日付で承認(豊岡市承認 第 号)を受けた内容について、下 記のとおり変更したいので申請します。

記

(変更内容)

豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用取扱要綱の規定に違反している場合又は同要 綱第3条の規定により承認を受けた内容と実際の使用内容が異なると認められる場合には、 直ちに使用を中止することを誓約します。

氏 名

(名称及び代表者名)

# 豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」使用承認取消書

年 月 日

様

豊岡市長

年 月 日付で承認した豊岡市マスコット「玄武岩の玄さん」の使用(豊岡市承認 第 号)について、下記の事由により取り消します。

記

(取消事由)